

議 案 審 議

平成 29 年
6 月 定 例 会

6月定例会は、6月2日から6月20日までの19日間を会期として開かれました。29年度一般会計補正予算を始めとした10議案のほか、同意2件、報告4件、諮問1件が提出されました。また、14人が一般質問を行いました。

条例の一部改正

全て原案可決

○職員退職手当支給条例の一部改正

雇用保険法の一部改正を踏まえ、退職した職員に係る失業者の退職手当について所定の給付金給付日数を延長して支給できる者と移転費の支給の対象となる者の範囲を拡大するもの。

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令において、保育園や認定こども園などの特定教育・保育施設と小規模保育事業所などの特定地域型保育事業の支給認定証について、保護者の申請により交付するとされたことから、支給認定証の交付を受けていない場合の確認方法を加えるとともに、引用する条項の規定を整備するもの。

②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定などの手続きの一部について、これまで都道府県にあったものに新たに指定都市などが加えられたことから、引用する条項の規定を整備するもの。

○国民健康保険条例の一部改正

保険料軽減世帯（5割、2割軽減世帯）を拡大するため、それぞれ該当となる所得基準を引き上げるとともに所要の規定の整備を行うもの。

○消防団員等公務災害補償条例の一部改正

扶養親族がある場合における補償基礎額の加算額及び加算の対象を見直すとともに所要の規定の整備を行うもの。

配偶者に係る加算額を日額 433 円から 29 年度 333 円、30 年度以降 217 円に、子に係る加算額を日額 217 円から 29 年度 267 円、30 年度以降 333 円に改正するなど。

一般会計補正予算

原案可決

○公立保育所施設整備費（2,115万2,000円追加）

国府小学校区における3歳未満児の受け入れの拡大を図るため、為当保育園に隣接する旧JAひまわり西部介護福祉センターの土地購入費などを追加するもの。

○市民小菜園管理運営費（108万円追加）

地権者からの返還の申し出により、美園市民小菜園の撤去工事費を追加するもの。

○産地パワーアップ事業費補助金（3億4,363万5,000円追加）

地域農業再生協議会などが作成する産地パワーアップ計画に位置づけられた業者が実施する施設の整備や、農業機械のリース導入に係る経費の一部を補助する産地パワーアップ事業費補助を追加するもの。

○商業団体等共同事業費補助金（497万8,000円追加）

本町商店街振興組合が実施するWi-Fi環境の整備など、公共性の高い施設の設置等に係る経費の一部について商業団体等共同事業費補助を追加するもの。

○分団詰所整備事業費（382万6,000円追加）

消防団第7方面隊御津第3分団の再編に伴う分団詰所整備のための実施設計委託料などを追加するもの。

契約案件

全て原案可決

○災害対応特殊はしご付消防自動車の取得

豊川市消防署に配備している40メートル級はしご付消防自動車を更新するもの。



現在配備されているはしご付消防自動車

○一宮東部小学校校舎大規模改修工事のうち建築工事請負契約の締結

老朽化に伴う大規模改修工事のうち建築工事の請負契約を締結するもの。



改修工事を行う一宮東部小学校

補償額全体が削減されており反対

消防団の方の活動の大きな担保となっている公務災害上の補償額が全体として削減されている。国家公務員の一般職の給与に関する法律に準じての見直しとのことだが、職場環境や労働条件が大きく異なることから、消防団員に特化して市独自の基準を考へていくべきと考える。予算が削減されていくと、応募する方も減るのでと心配をし、反対する。

主な討論

消防団員等 公務災害補償条例の一部改正

本市の消防団員等の公務災害補償条例の基準となる、非常勤消防団員等にかかわる損害補償の基準を定める政令が、社会の変化を踏まえ、配偶者にかかわる扶養手当額の引き下げや、少子化対策の推進に伴い子どもにかかわる扶養手当を引き上げた国家公務員の一般職の給与に関する法律に準じて改正されたことによるもので、本市の制度を適正化するものと評価し、賛成する。

社会一般の情勢に適しており賛成

賛成

反対

議決状況の一覧

■6月定例会 ○賛成・×反対

未来一とよかわ未来(18) 清風一清風会(5) 公明一公明党市議団(3) 共産一日本共産党豊川市議団(2)
無会派一人会派(2) ※ ()内は所属人数

議 案 名	会 派 別 賛 否 状 況					議 決 果
	未 来	清 風	公 明	共 産	無 会 派	
41 29年度一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	可決
42 職員退職手当支給条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
43 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
44 国民健康保険条例の一部改正	○	○	○	○	○	可決
45 消防団員等公務災害補償条例の一部改正	○	○	○	×	○	可決
46 市道路線の認定	○	○	○	○	○	可決
47 コンピュータ機器等の取得	○	○	○	○	○	可決
48 災害対応特殊はしご付消防自動車の取得	○	○	○	○	○	可決
49 一宮東部小学校校舎大規模改修工事のうち建築工事請負契約の締結	○	○	○	○	○	可決
50 市役所自家発電設備更新工事請負契約の締結	○	○	○	○	○	可決
請願7 「共謀罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願	—	—	—	—	—	取り下げ
同意4 秋財産区の財産区管理委員の選任同意	○	○	○	○	○	同意
同意5 農業委員会の委員の任命同意	○	○	○	○	○	同意
報告5 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告	—	—	—	—	—	報告
報告6 28年度一般会計繰越明許費に係る繰越し	—	—	—	—	—	報告
報告7 28年度公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越し	—	—	—	—	—	報告
報告8 土地開発公社の29年度事業計画の報告	—	—	—	—	—	報告
諮問1 人権擁護委員候補者の推薦	○	○	○	○	○	異議ない

報告5～8については、報告のみで採決はありません。

市議会の流れ

定例会は年に4回(3・6・9・12月)開催され、次の流れで行われます。

本会議 1 日目(初日)

[会期の決定、議案の提案説明]

議案の提案者<市長等>が内容について説明します。

本会議 2・3・4 日目

[一般質問]

各議員が市政全般について、事務の執行状況や方針等について質問をします。現在、質問時間は30分で、一括質問方式(質問回数3回)と一問一答方式(質問回数無制限)で行っています。なお、発言通告一覧表を傍聴者に配布しています。

本会議 5 日目(中日)

[議案に対する質疑、委員会付託、一部即決]

議案に対する質疑を行った後、議案の審査を所管の委員会へ付託します。申し合わせなどにより、委員会への付託をしない議案は、中日で即決します。

常任委員会・特別委員会

[委員会審査]

付託された議案について、専門的かつ能率的な審査を行い、委員会として賛成、反対を決定します。

本会議 6 日目(最終日)

[委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決]

各常任委員会や特別委員会の委員長が、委員会での審査結果などを報告し、議員はその報告に対して質疑を行うことができます。その後、議案について「賛成」「反対」どちらかの立場で議員が意見を述べ、討論を行います。最後に表決をし、議案に対する議会としての最終的な意思を決定し、閉会します。



①質疑

議題となっている案件に対して、わからないところをたずねること。

(本会議において、同一議題につき、同一議員ができる質疑は3回までです。)

②付託

議会の議決を要する事件について、議会の議決に先立って、詳しく検討を加えるために、所管の委員会へ審査を委託すること。

③討論

表決の前に、議題となっている案件に対して、賛成か反対かの自己の意見を表明すること。

(討論は、案件に対して反対する人から行います。)

④表決

議長が宣告した案件に対して、議員が賛成・反対の意思表示をして、可否を決定すること。